

新しい景観条例が できました

景観条例の内容・その3 「新景観条例が施行！」

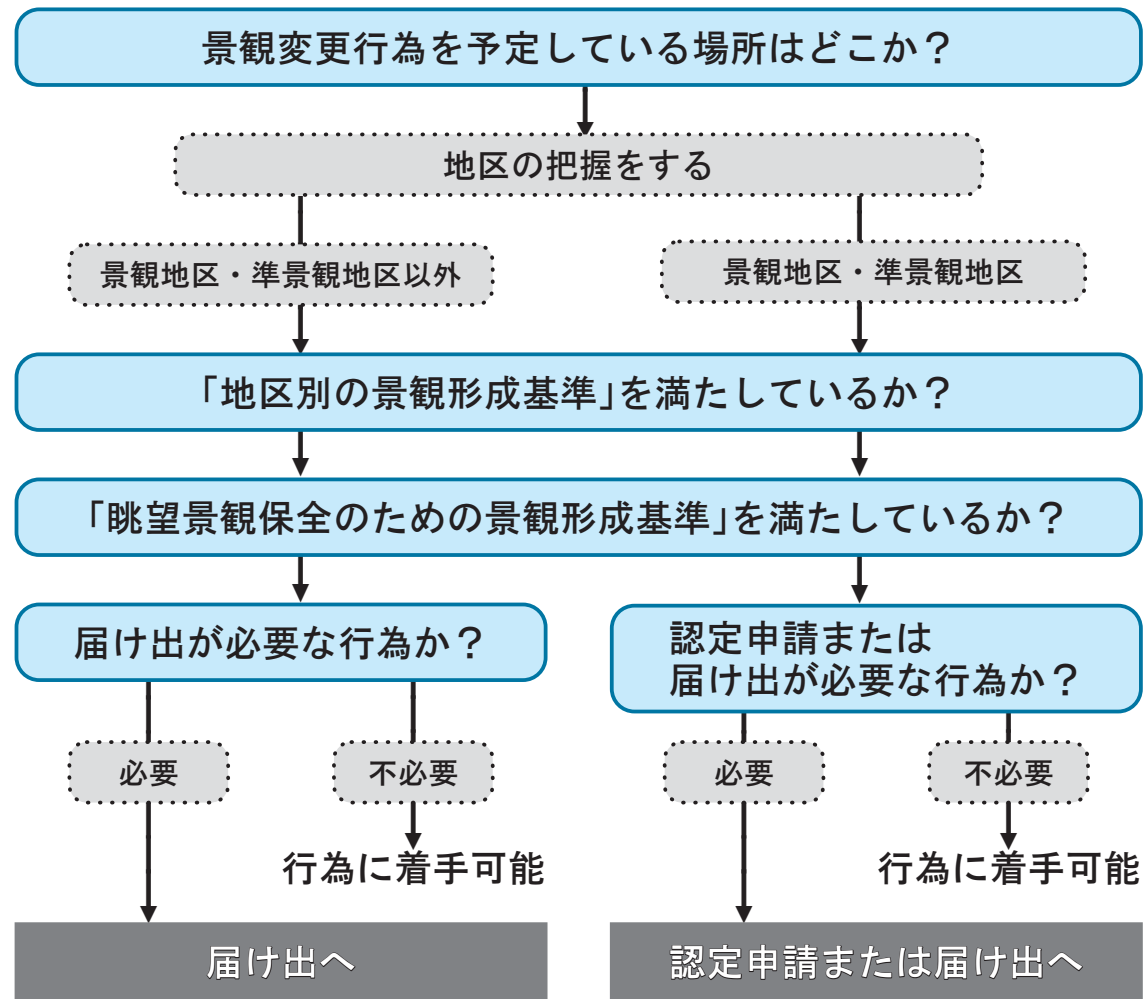
昨年12月に開かれた町議会定例会で「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の4月1日施行が議決されました。名称は現在施行されている景観条例と同じですが、異なる部分もたくさんあります。このコーナーでは2、3月号に引き続き、条例の内容を分かりやすく説明します。◎問い合わせ先…建設水道課 ☎46-5569

新景観条例が施行！

景観条例では、外観の修繕や模様替え、または色彩の変更なども規制の対象となります。特に屋根・外壁などの塗り替えを予定している方は、使用できる色が

限定されていますので、注意が必要です。下記のフローチャートでチェックするか、建設水道課にお問い合わせください。

景観変更行為に伴う手続きのフローチャート



第2回町景観建築賞

ふさわしい建築モデル決定

町では、平泉の景観のさらなる向上を目指し、景観建築賞として今後の景観形成のモデルとなるべき建築物を募集しました。3月18日に開かれた審査会では、第2回町景観建築賞3件、審査員特別賞2件が決まりました。審査員特別賞には、建築に当たって景観に配慮していただいた全国チェーン店が選ばれています。
募集期間…2月20日～3月10日
対象建築物…町内の個人住宅、集合住宅、店舗などの建築物で、新築、増改築は問わない。(社寺を除く、

おおむね過去30年以内に建築された建物が目安)
応募建築物…8件(審査員特別賞を除く)
審査基準…▷平泉の歴史、気候、風土などの特性に調和し、今後の平泉の建築モデルとなるべき建築物▷周辺の街並みや自然環境との調和を図り、地域の美しい景観づくりに寄与する建築物 であること。
景観建築賞選考委員会選考委員…▷勝部民男(三衛設計舎代表)▷小野寺郁夫(小野寺設計室代表)▷須藤昭義(須藤建築設計事務所代表)



加藤さん宅(11区)
数寄屋的造りで、在来の地域性とは若干異なるものの、すっきりとした外観が周りの景観と調和している。
▷設計者=高橋幸喜建築設計事務所(平泉町)
▷施工者=高橋工務株式会社(平泉町)



千葉さん宅(11区)
地域の伝統的在来民家を踏まえたもので、屋根、外壁に自然素材を使用し、非常に重厚に仕上がっている。
▷設計者=高橋幸喜建築設計事務所(平泉町)
▷施工者=高橋工務株式会社(平泉町)



佐々木さん宅(12区)
現代的な建材と従来のものを巧みに駆使しており、ほど良い付け柱などが地域性と力強さを感じさせる。
▷設計者=須藤建築設計事務所(平泉町)
▷施工者=須藤工務店(平泉町)



審査員特別賞 ほっかほっか亭(2区)
イメージカラーを木材に溶け込ませ、寄せ棟造りの屋根とするなど、例のないほっかほっか亭といえる。
▷設計者=E C 南部コーポレーション一級建築士事務所(奥州市)
▷施工者=同上



審査員特別賞 ファミリーマート(10区)
モスグリーンに統一された看板などによって、落ち着いた雰囲気になっている。
▷設計者=㈲原田建築設計事務所(盛岡市)
▷施工者=佐野建設株式会社(奥州市)

美しい景観づくりへー

町では、周辺の街並みや自然環境と調和を図る美しい景観づくりの例として、今後も景観建築賞を継続して実施します。今後住宅などを建築される方に、ぜひ参考にさせていただきたいと考えています。

景観に配慮した建築についてご質問がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先…建設水道課 ☎46-5569